

審議の背景

○ 「学校安全の推進に関する計画」(H24.4閣議決定)

1. 安全教育の充実

- 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- 教育手法の改善
- 安全教育に係る時間の確保
- 避難訓練の在り方
- 児童生徒等の状況にあわせた安全教育

等

2. 学校の施設及び設備の整備充実 3. 組織的取組の推進 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

○ 直近では、火山災害、台風や大雨による土砂災害の発生、事件・事故災害の発生等



次期学習指導要領改訂を見据え、安全教育の充実に係る方策や手立てに係る検討の視点を明確にする。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- 研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行う上での環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討



次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとめりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。